

令和4年函審第11号

裁 決

モーターボートA同乗者等死傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月2日10時10分

北海道網走港北方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 3.43メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 7キロワット

3 事実の経過

Aは、船外機付きの空気膨張式ゴム製モーターボートで、a 受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、ともに救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和3年11月2日07時00分網走港北方にある二ツ岩と称する岩礁の南西方の砂浜を発し、同港内にある帽子岩北方沖合の釣り場に向かった。

a 受審人は、07時15分前示の釣り場に到着し、錨泊して釣りを行っていたところ、東南東からの波浪が高まって錨泊を続けることが困難な状況となり、釣果も悪かったことから、以前、帽子岩北方沖合の釣り場で波浪が高まったときでも錨泊して釣りができた二ツ岩南方沖合の釣り場に移動し、錨泊して釣りを続けることとし、09時59分僅か過ぎ網走港東防波堤灯台から328度（真方位、以下同じ。）720メートルの地点を発進し、発進と同時に針路を317度に定め、8.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、舵柄による手動操舵で進行した。

a 受審人は、同乗者1人が船体中央付近に置かれたクーラーボックスに、同1人が同ボックスの前方の床にそれぞれ腰を掛ける中、船外機の前方に設置された渡し板に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、10時10分僅か前目的の釣り場となる網走港東防波堤灯台から319度1.9海里の地点付近に達し、船首が317度を向いたまま、錨泊するため行きあしを止めようとしたとき、依然、周囲は東南東からの波浪が高く、錨泊が困難な状況であったが、波浪を船尾方から受けて航行していて高起しているように見えなかったため、無難に錨泊できるものと思い、周囲の波浪の状況を確認し、錨泊を中止して帰航しなかった。

こうして、a 受審人は、機関を中立運転として行きあしを止めたと

ころ、右舷側が持ち上がるのを感じ、同側を見て高起した波浪の接近を知り、スロットルグリップを回したものの、効なく、10時10分網走港東防波堤灯台から319度1.9海里の地点において、Aは、船首が317度を向いて行きあしが止まったまま、同波浪を受けて船体が左舷前方に大傾斜し、乗船者全員が海中に投げ出された。

当時、天候は曇りで風力3の東南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、付近には東南東から波高約1メートルの波浪があった。

その結果、Aは、無人で付近の海岸に流れ着いて損傷はなく、a受審人と同乗者1人は自力で海岸に泳ぎ着いたものの、同乗者bが、漁船に救助されたが溺水による死亡と検案され、a受審人が、両急性肺炎を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者等死傷は、網走港北方沖合において、東南東からの波浪が高まった状況下、目的の釣り場に到着した際、錨泊を中止して帰航せず、高起した波浪を受けて船体が左舷前方に大傾斜し、乗船者全員が海中に投げ出されたことによって発生したものである。

a受審人は、網走港北方沖合において、東南東からの波浪が高まった状況下、目的の釣り場に到着した場合、周囲の波浪の状況を確認し、錨泊を中止して帰航すべき注意義務があった。ところが、同人は、波浪を船尾方から受けて航行していて高起しているように見えなかったため、無難に錨泊できるものと思い、錨泊を中止して帰航しなかった職務上の過失により、錨泊するため行きあしを止めたところ、高起した波浪を受け、船体が大きく傾斜して乗船者全員が海中に投げ出される事態を招き、同乗者1人を死亡させ、自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 1 月 1 5 日

函館地方海難審判所

審判官 大 野 浩